

## 地場産物の学校給食での活用等に向けた連携モデル事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

地場産物の学校給食での活用等に向けた連携モデル事業業務委託

### 2 事業主体

三重県

### 3 委託事業の目的

三重県では「第5次三重県食育推進計画」にて「学校給食における地場産物の使用割合の増加」を目標としているところですが、学校給食での地場産物の使用割合は年々低下している現状があります。

そのような中、学校給食への地場産物の恒常的な入手経路の確立に向け、生産者等の作り手と栄養教諭等の使い手の双方が持つ課題を共有し、両者の連携体制を構築することが必要です。

そこで、生産者、栄養教諭等の学校給食関係者、流通関連事業者、市町等その他各関係機関などで構成する意見交換の場を設定し、地場産物の学校給食での使用割合の増加に向け、生産現場や学校給食の現状と課題を把握することで、地場産物の安定供給につながる連携システムの構築に取り組みます。

### 4 契約期間

契約の日から令和9年3月19日（金）まで

### 5 業務委託の内容

#### (1) 生産者、栄養教諭等学校給食関係者による意見交換会の企画・運営

- ・県と協議のうえ、県内3箇所程度において生産者、栄養教諭等の学校給食関係者による意見交換会の企画、募集、参加者とりまとめ及び当日の運営を行うこと。また、参加者への旅費の支払い等についても受託者が行うこと。
- ・意見交換会内では会議の進行、意見のとりまとめを行う会議コーディネーターを1名設置し、各意見を聞き取ったうえで今後の方向性を示すこと。なお、会議コーディネーターの設置にかかる費用は受託者の負担とする。
- ・意見交換会は年間各3回程度実施すること。
- ・各意見交換会の前に1回以上内容等について、県と打合せを実施すること。
- ・生産者の圃場見学や学校給食の現場見学を行うなど生産者と学校給食現場の相互理解が深まるよう工夫すること。
- ・意見交換会での内容は議事録としてまとめ、県に報告すること。

(留意事項)

- ・事業に参加する市町および学校等については県と協議の上決定するものとする。

- ・意見交換会において、次年度以降も継続的に行われるような仕組みを構築できるよう努めること。

## (2) 学校給食への地場産物導入に向けたサポート

### ①学校給食への地場産物導入にかかる経費の負担等

- ・(1)の意見交換会の結果をふまえ、学校給食へ地場産物を新たに導入するにあたって必要となる生産資材や地場産物納入のための消耗品等の経費を負担すること。
- ・当事業内で地場産物を活用したメニューを提供するにあたって試作等を実施する場合はその食材費等の費用を受託者が負担するものとする。
- ・必要となる経費については随時生産者および学校給食関係者へ聞き取りを実施すること。

### ②現地コーディネーターの設置

- ・生産者等の地場産物の供給者と栄養教諭等の学校給食関係者の双方の意見を聞き、地場産物の導入に向けた調整をする現地コーディネーターを県と協議のうえ設置すること。
- ・現地コーディネーターの活動に応じて活動費の支払いをすること。

#### (留意事項)

- ・現地コーディネーターの選定にあたっては、(1)の意見交換会の参加者にとって効果的な人選となるよう、意見交換会内で議論のうえ決定すること。
- ・現地コーディネーターに依頼する具体的な業務の内容は意見交換会の中で決定するものとする。
- ・現地コーディネーターは栄養教諭のOBやJAのOB等生産現場や学校給食現場に精通した地元の人物を想定しています。

## (3) 地場産物の生産量調査の実施

- ・(1)の意見交換会を実施する地区における地場産農林水産物の生産状況の調査を実施すること。
- ・学校給食関係者が旬や生産状況を意識した献立を検討できるよう、調査した生産状況のとりまとめを行うこと。

## (4) 事業実施報告書の作成

- ・受託事業活動を記録するとともに全体を総括し、考察した内容を記載すること。
- ・記載内容には、以下の内容を織り込むこととする。なお、事業実施報告書は、正本1部のほか電子データにより提出すること。

### ①事業を通じた地場産物の供給量の変化

## ②事業を通じて明らかになった課題、解決策等

### (5) その他

見積りには委託業務に必要な費用の一切を含めること。

## 7 著作物の利用および著作権

- (1) 本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）および成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、委託者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで委託者に譲渡すること。
- (3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において委託者および委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において委託者および委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 委託者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1) の規定に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2) の規定に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) および (7) に規定する著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価および経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

## 8 業務遂行体制

### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者および作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者および作業員に変更・追加が発生する場合も同

様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者および作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

9 納品する成果品

以下の資料を令和9年3月19日（金）までに、フードイノベーション課に紙媒体2部および電子媒体（USBメモリ等）1式で提出して下さい。

- (1) 事業実績報告書（A4判・カラー）
- (2) 本業務において制作された資料等
- (3) その他、県が成果品として提出を求めるもの

10 監督および検査

契約条項の定めるところによる。

11 委託料の支払い方法および支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

#### 14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

#### 15 その他、受託上の留意点

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書および仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県との協議で決定するものとする。その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- (2) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業および経費の執行に努めること。
- (3) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(1)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類および通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (4) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成および議事録等の作成を行うこと。
- (5) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (6) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (7) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (8) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
- (9) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条および第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。
- (10) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項および仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (11) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。
- (12) 事業の実施に必要な機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。
- (13) 事業実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。

16 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 地産地消・ブランド推進班  
担当 菰方

TEL : 059-224-2395

E-mail : [foods@pref.mie.lg.jp](mailto:foods@pref.mie.lg.jp)